

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず（やめる勇気）、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように（とめる勇気・はなす勇気）、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること（みとめる勇気）を旨として、いじめの防止のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等との一定の関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものとする。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係機関との連携を図りながら、学校全体（組織として）でいじめの防止対策と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

①いじめの未然防止

(基本的な考え方)

- ・いじめはどの子どもにも起こり得る、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が共通理解のもと取り組む。

(具体的な取り組み)

- ・「学校いじめ防止基本方針」を児童・保護者に周知する。
- ・児童の差別的発言・行動を見逃さず、指導していく。
- ・差別的発言や児童を傷つける発言等教職員の不適切な発言や体罰は、いじめを助長することがあるので、厳に慎むこと。(個々の特性について理解を図る)
- ・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」によって、児童一人一人の自己有用感・自己肯定感を高め、共感的な理解を図る。また、ペアワーク、グループワークを通して、お互いの意見を発表し合える場面を設定する。
- ・児童の自発的な活動(学級内・委員会活動等)を支援する。
- ・年度はじめに学級や学活等で、すべての学級でいじめに関する指導を行う。また、アンケート結果を活用し、指導をする。(年間5回実施)

②いじめの早期発見

(基本的な考え方)

- ・いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われていることを認識し、児童の観察や情報の収集に努める。
- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、はやい段階から積極的に働きかける。
- ・すべての教職員が共通理解のもと、児童への働きかけを行う。

(具体的な取り組み)

- ・奇数月に生活アンケートを実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ・年2回、教師と児童が個別に話す教育相談を実施し、いじめの実態把握に取り組む。
- ・保健室前に心の相談ポストを設置し、いつでも誰にでも相談できる環境の一環とする。
- ・児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を設備する。
- ・なやみごと相談員を中心に児童が相談しやすい体制を設備し、児童にこれを周知する。
- ・関係機関の情報を保護者に周知する。

③いじめが発生した際の対処

(基本的な考え方)

- ・いじめの発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・事実確認を素早く、慎重に行う。
- ・被害児童を守るとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(初期対応の徹底)

- ・教職員は、児童生徒から相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、校内の学校

いじめ対策組織への通報等の適切な措置をとる。

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、養護教諭・管理職等や「いじめ防止の組織」に直ぐに報告し、情報を共有する。
- ・組織を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
- ・事実確認の結果は、校長が市教育委員会に報告する。
- ・犯罪行為として取り扱われる行為は、所轄警察署と相談して対処する。
- ・被害児童・加害児童の保護者に連絡する。
- ・いじめられた児童、保護者へは、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、いじめられた児童の安全も確保する。
- ・いじめた児童へは、自らの行為への自覚をさせるとともに、いじめの背景にも目を向けた指導を行う。
- ・いじめた児童の保護者へは、いじめの事実を納得させた上、以後の対応への協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ぐに削除する措置をとる。なお、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。
- ・インターネット（スマートフォン等）を通じて行われるいじめを防止し、また効果的に対処できるよう、児童・保護者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。
- ・事後の観察を継続して行う。

（２）いじめ防止の組織

①名称及び組織構成等

（名称） 稲越小学校いじめ防止対策委員会

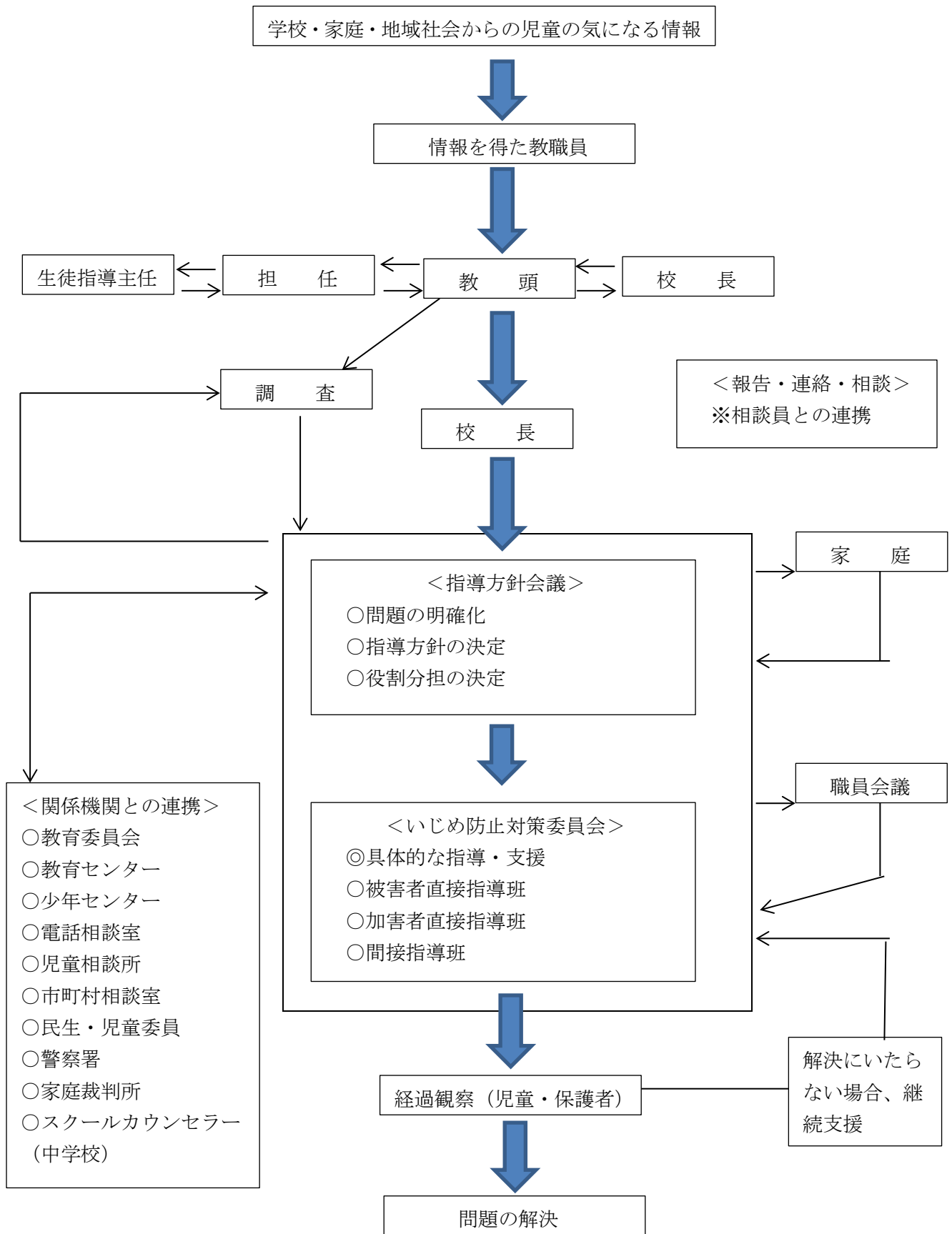
（役割）

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめ相談、通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化
- ・緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応
- ・研修の計画、実施
- ・マスコミ対応

（構成員及び組織図）

- 学校基本方針の策定、周知・・・全職員
- 日常的な業務・・・教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭
- 緊急会議・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、教育相談担当、養護教諭

いじめ問題への組織的対応図



(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童の自殺の企画等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」と申立てがあった場合は、以下の対処を行う。

（「いじめ防止対策推進法」より）

- ①調査にあたっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月14日策定）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月）により、適切に実施する。
- ②重大事態が発生した旨を、市川市教育委員会に速やかに報告する。一報後、改めて文書により報告する。
- ③当該事案に対処する「いじめ対策推進委員会」を開き、対応について組織的に検討する。
- ④いじめ対策推進委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ⑤市教育委員会へ、調査結果を文書にて報告する。
- ⑥警察への通報など関係諸機関との連携を適切にとる。
- ⑦上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 公表、点検、評価等について

（基本的な考え方）

- ・いじめ問題を隠蔽しない。
- ・学校いじめ防止基本方針が、すべての教職員が共通理解のもと、機能しているか、定期的に点検、評価を行う。

（具体的な取り組み）

- ・学校だより、ホームページ等で、自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・毎年、いじめに関しての調査を行い、これに基づいた対応をとる。
- ・いじめ問題への取り組みを評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

※令和3年4月5日 改正